令和2年度第6回理事会議事概要

日 時 : 令和2年9月11日(金)15:30~15:55

場 所 : 森林総合研究所特別会議室(つくば市)

(上理事、猪島理事、中山審議役はTV会議で参加)

出席者: 理事長 浅野 透

理事(企画・総務・森林保険担当) 矢野 彰宏

理事(研究担当) 坪山 良夫

理事(育種事業・森林バイオ担当) 上 練三

理事(森林業務担当) 猪島 康浩

理事(法令遵守担当) 井田 裕之

監事 鈴木 直子

監事 平川 泰彦

総括審議役 石原 聡

審議役 中山 浩次

企画部長 河原 孝行

総務部長 青柳 浩

1. 開会

(寺川総括審議役)

令和2年度第6回理事会を開催いたします。

本日は報告事項が7件です。それでは順次、説明をお願いいたします。

2. 議事

I-1 国立研究開発法人森林研究・整備機構の令和2年度の会計監査人の選任について

(矢野理事)

7月の理事会で御承認いただいて会計監査人の選任を農林水産大臣へお願いしていた件ですが、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人に選任しましたと農林水産大臣から通知をいただきましたのでご報告いたします。

I-2 令和2年度第2回機構会議等の開催について

(矢野理事)

例年開催しています機構会議とそれに合わせて開催している会議ですが、日程としましては11月の19日と20日を予定しています。機構評議会については、11月19日の午後、時間を長く取っているのですが、今年外部委員の先生もかなり替わられたということなので、一部研究施設を見ていただくという時間も含めてこのような設定としております。それから、機構会議、支所長・育種場長・整備局長等会議については、今年は二日目の午前中に機構会議と支所長等会議を合同開催することにしています。初日の午前の部と二日目の午後の部は昨年と変わっていません。4月以降理事長も替わられて、顔を合わすことが一度もないため、あくまで新型コロナウイルスの状況にもよりますが、出来れば参集方式で開催できないかと日程を考えている次第でございます。コロナの状況も踏まえまして、全員必ず参集ということでなくても良いのではないかということで、その辺は少し柔軟に行いたいと考えています。

(鈴木監事)

昨年なのですが、整備局長の監事監査の中ででてきた話で、支所長、場長、局長会議の中で意見交換を中心で行っていただきたいという声を聞きましたので反映していただきたいと思います。

(矢野理事)

その話は伺っていまして、機構評議会の方も、説明時間が長く意見交換の時間があまり取れなかったと委員の先生からお話があったということと、支所長・育種場長・整備局長等会議も、せっかく遠方から来るので、顔を合わすということもあるのですが、会議の中身についても来た甲斐があったと思えるような会議にしていきたいと思っています。中身についてはこれから検討しますけれども、そのような考えでおります。

(鈴木監事)

難しいとは思いますが、どうせ来るのだから総研の施設を見たいなと言う言葉もありましたので、次年度でもよいのですが、どこかで繰り入れることが出来るのであればお願いしたいと思います。

(浅野理事長)

コロナに収まってもらい、なるべく参集方式で行ってもらえるとよいのですが。

(寺川総括審議役)

感染状況も踏まえ、集まるということで検討していきたいと思います。

I-3 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」更新のお知らせ(一部非公表)

(河原企画部長)

ダイバーシティ推進室では、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」を8月 19日に、更新しましたので、報告させていただきます。次のページを開いていただき ますと厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」のトップページが出てきており ます。女性活躍推進法に基づきまして、この様なデータベースを作られておりますが、 現在約12,700社が登録しております。非常に大きなデータベースになっている中 で、企業の女性の活躍状況の内容を記載して、企業の女性雇用に対してのアピールにな っています。次のページを開いていただけますと、今回記載された内容が記載されてい ます。採用した労働者に占める女性労働者の割合について一般職は増えていますが、研 究職はちょっと下がっております。採用の人数が少ないため、多少ばらつきが出ており ますけれども、その下の労働者に占める女性労働者の割合については研究職員も微増に なっております。男女別の育児休業取得率につきましては、男性職員が25%から22 %へとちょっと落ち込みましたが、これも人数のばらつきの中で読めることかと思いま す。女性職員は昨年度も今年度も100%となっております。管理職に占める女性労働 者の割合は、4.8%から6.7%と上昇し、目標の7%にもう少しのところまで来て います。その下の新項目18掲載内容ということで、それぞれ制度上の内容についてコ メントしております。これは企業によって自由記述ということなので、企業によって内 容が異なっています。

(鈴木監事)

管理職に占める女性労働者の割合は、4.8%から6.7%とかなり上がったのですが、整備センターの方を見てみると、なかなか女性の幹部が育っていくのが難しいのかなと思うのですが、研究職はどのような感じなのでしょうか。

(河原企画部長)

研究職は女性も年齢的にも上がってきていまして、管理職になりやすいベースが出来 ているのと、すでに管理職として女性がいると、次の人も管理職になりやすいというこ ともありまして、比較的順調に女性管理職を登用することが出来まして、この様な数字 になっていると思われます。

(井田理事)

男女別の育児休業取得率で研究職の方がとりやすいと思われるのですがいかがでしょうか。もうちょっと積極的にとることが出来るように働きかけをお願いできればと思います。

(河原企画部長)

ダイバーシティ推進室から対象者には、ぜひとっていただきたいと伝えています。

(矢野理事)

補足ですけれども、ちょうど中長期期間の最終年にデータベースを更新した数字について、今期掲げている目標に比べるとおおむね目標に近いところまで来ていると思われます。年によって多少上下はありますけれども、女性管理職で言えば7%という数字を挙げていますが、それに近い6.7%、それから研究職員の女性比率17%についてもそれに近い16.5%、育休については男性が10%という目標数値を達成しているということで、いまダイバーシティ推進室中心で検討していますけれども、次期に向けてこれらの数値について次のステップになるように、なぜ今回この様な数値になったかの原因分析を含め、次の目標数値を検討していかなければならないと思っています。

I − 4 令和3年度 森林総合研究所における新規採用について(非公表) (青柳総務部長)

※青柳総務部長から本件の説明が行われた。

I-5 早期退職者の募集について(非公表)

(青柳総務部長)

※青柳総務部長から本件の説明が行われた。

I-6 「国立研究開発法人森林研究・整備機構におけるハラスメントへの対応に関する規程」の制定について

(青柳総務部長)

制定の理由としては、ハラスメント等に対する対応につきましては、これまでも苦情相談窓口を設けて相談員を配置し、対応を行ってきましたが、その対応に不服がある場合についての定めがございませんでした。そのため、今回当事者から不服の申立てを行

うことができるように制度的に策定したということでございます。規程の案ですけれども11ページ・12ページが案になります。内容の概要ですが、(1) 苦情相談に係る不服につきましては、コンプライアンス推進委員会に対して申立てを行うことができるということになっております。(2) 申立てを受けた委員会は内容を確認しまして、役職員等に事実関係とかの調査を依頼し報告を受けるということになっております。

(3) 委員会は報告に基づきまして、ハラスメントの認定などを行い、再発防止策等の仮決定を行いの理事長に報告するということになります。(4)当事者は仮決定につきまして、不服があるようでしたら10日以内に申し立てを行うことができるということになっております。不服申し立てがあった場合は、委員会は再審議して、結果を理事長に通知する。ということになります。(5)理事長は最終的にハラスメントであるか否かの認定を行い、必要な措置を講ずるということになります。(6)につきましては留意事項となるところですけれども、ハラスメントの関係で調査などをすることになるのですが、そういったところで知ったことは秘密にするという守秘義務、調査にあたって、関係する方々から協力をいただきますが、協力いただいた方々に対して不利益な取扱をしてはいけないということも規定してございます。施行時期としては10月1日を予定しているということでございます。

(寺川総括審議役)

補足させていただきますが、概要にありますとおり、第3条からコンプライアンス推進委員会のことが出てきますが、この規程の制定とともにコンプライアンス推進規程の一部を関連して改正することとしています。ここにありますとおり、申立とか不服申立への対応等をコンプライアンス委員会の審議等の項目に追加するということで現在調整しており、10月1日に同時施行したいと考えております。

(井田理事)

ハラスメントについて整理していただきましたけれども、ハラスメントについては規程の整備もありますけれども、ハラスメントそのものが起きないような環境整備が大事ということでしょうか、実の方を是非とも取れるように皆様へお願いしたいと思います。それからまた、今、コロナ対策で自宅勤務等により精神的ストレスが増えているような話も聞いておりますので、皆様で十分関心を持って、対応していただくようお願いしたいと思います。

(青柳総務部長)

承知しました。

(浅野理事長)

コロナに関しては先ほど井田理事も話されていた通り、非常に心配しているところですけれども、この前アナウンスさせていただきまして、そういうことが起きないようにということで、周知をしたところです。基本的にハラスメントに関しても、コロナに関しても、これを生まないような場所を作っていくということが一番大事ですので、引き

続きそのような努力をしていきたいと思っています。

I − 7 (国研)森林研究・整備機構における新型コロナウイルス感染症対策について (寺川総括審議役)

資料は13ページ・14ページはこれまでのものと変わりません、15ページの最後の2つが新たに追加したものになります。

令和2年8月28日 理事長メッセージを発出ということでございまして、ここにも書いてありますとおり、多くの感染者確認を受け、安心して働ける職場を目指すことを訴えるとともに、協力を呼びかけるというメッセージでございます。メッセージそのものはサイボウズに掲載されていますけれども、書いてありますことを少し読み上げますと、「今や誰もが感染することも感染させることもあり得ます。このため、感染したこと(疑いを含む。)をもって批判したり、不当な扱いをすることは、許されません。職員の皆様におかれましても、このようなことを行わないようご協力をお願いします。」という記述や、「職員に感染者が出た場合は、速やかに職場への連絡をお願いします。」というようなこともメッセージの中に記載されています。こういう形で職員の皆様に呼びかけをいたしました。もう一件は、令和2年9月4日ですが、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の対応マニュアルの中のプレスリリース対応について、個人情報保護等の観点から農林水産省の対応等を参考に若干変えております。これらが8月下旬から9月上旬に向けての動きとなります。感染状況もいろいろ変わってきていますので、今後状況を見ながら必要な対応を行っていきたいと思います。

(鈴木監事)

整備センターの方で厚労省のCOCOAというアプリで2名ほど通知があって、PCR検査を受け、どちらも陰性だったのですが、総研の方でもCOCOAのアプリがかなり入ったりしているのでしょうか。個人的に通知とか。

(浅野理事長)

さっきもそのような話が出たのですが、残念ながら組織的にはやってこなかったのですが、整備センターがこのような状況になってきたので、相談を始めたところです。ちょっと遅れてはいますが、相談させていただきたいと思います。

(鈴木監事)

ありがとうございます。

(寺川総括審議役)

公務員とか我々のような立場はCOCOAを入れて積極的に協力する方が、自分達の身を守るためにも良いかなと思います。何人入れているかというカウントは行っていません。

(浅野理事長)

つくばは車で通っている方たちが多いため、日常的に濃厚接触に相当するような人は 少ないのかなと思っています。それにしても、どういうふうにやっていくかをきちんと 考えておかなければならないと思っています。

(平川監事)

整備センターの二人の方にはどういう対応をしたのでしょうか。

(青柳総務部長)

陰性だったので。

(平川監事)

一日で終わってしまったものなのか何日自宅待機が必要だったのかわかりませんが、 休暇扱いについてはどうされたのでしょうか。

(青柳総務部長)

森林整備センターの規程に基づいての対応になるかと思いますので、整備センターの 方でお答えいただければと思います。

(猪島理事)

今の取扱要領からいきますと、具合が悪い場合は特別休暇としているところですが、 濃厚接触者の疑いがあるだけで具合の悪くない場合は、PCR検査の結果が出るまでは 年休を取得して頂いているのが実態です。もっとCOCOAの利用を拡げることを考え れば、COCOAで濃厚接触の疑いが有りと出て、PCR検査を受ける意思表示をした 場合には、検査の結果が出るまでは特休にしても良いのではという気がします。

(平川監事)

なかなか対応は、難しいですよね。私のように電車に乗る者は、濃厚接触の疑いありと通知される確率が高くなると思います。通知された後の対応方法について自分で判断するのは難しいですから、なんらかの対応方法の指針などを決めておくことが必要と思います。なかなか難しいとは思いますが。

(寺川総括審議役)

農林水産省から行政検査のために休む場合、特別休暇を認めるという見解があるとの報を聞いていますけれども、農林水産省や林野庁で示していただければそういうことのを基準に考えられればと思うので、情報収集をしてみようかと思っています。

(井田理事)

別件ですが、7月に総研の方では東京都知事の話があって、対応をそれ以前の許可制 に戻したと思うのですが、それはまだ続いているということでよろしいでしょうか。

(寺川総括審議役)

つい先日、東京都知事や、茨城県知事が会見で話しているところですが、東京都の行き来に関しては事実上自粛要請を解除するとの動きがありましたので、それに伴って、これまでの規定をどうするかを来週にでも検討することとしたいと考えております。

(井田理事)

ありがとうございました。

(青柳総務部長)

ご存じかもしれませんが、東京都知事も都外への外出自粛要請も終えたということで ございますので。

(浅野理事長)

とにかく難しい状況になってきていますね。新規感染者数は減っているとは言いながらまだ結構な数字ですよね。GOTOも東京解除が10月1日からと言いながらもまだ毎日100人以上の感染者が出ているような状況です。

(寺川総括審議役)

おっしゃる通りだと思います。よく状況を見ながら見極めていく必要があるかなと思っています。

(寺川総括審議役)

ほかに質問がないようでしたら、これで令和2年度第6回理事会を終了いたします。次回は10月9日(金)に行います。

3. 閉会